

# 劇場使用規定

◎ 新神戸オリエンタル劇場ご使用について、下記の通り規定を設けておりますので予めご了承願います。

## 1.ご使用について

- ① 当劇場は、設立の目的に沿う催物に限りご使用頂けます。
- ② ご使用に関して締結する契約は、この使用規定に定めるところによるものとし、この規定に定めのない事項につきましては法令または一般に確立された習慣によるものとします。

## 2.受付・使用申込について

- ① 受付時間は10:00から18:00までです。
- ② 受付後、当劇場よりお渡しする使用申込書に必要事項を記入・捺印の上、お申し込み下さい。(電話・FAX・電子メール等での申込は受付致しません。)

## 3.使用契約の成立について

- ① 使用契約は当劇場が使用申込を承諾し、基本使用料を受領した時に成立致します。
- ② 基本使用料は当劇場より発行される請求書に基づき、期日までにお支払い下さい。お支払いがない場合は、使用申込はなかったものとさせていただきます。
- ③ 一旦納められた料金は原則として返金致しません。
- ④ 公演初日の3ヶ月前の応答日を含む月の1日以降のキャンセル及び日程変更は基本使用料の50%、2ヶ月前の応答日を含む月の1日以降の場合は100%のキャンセル料を頂戴致します。

## 4.使用時間と料金について

- ① 使用時間及び使用料金(基本使用料・追加付帯料)は別紙料金表の通りと致します。
- ② 追加付帯料(追加設備・人件費・手数料等)は公演終了後にご精算させていただきます。
- ③ 公演精算金につきましては当社より発行する請求書内容に基づきお支払い下さい。
- ④ 使用時間外に発生した当劇場スタッフの宿泊費・宅送費等を実費にてご請求させていただきます場合がございます。

## 5.解約について

当劇場からの契約取消について、次の場合はお申込をお断りするか、または既に使用契約を頂いている場合でも取消(解約)させていただきます。なお、この場合、当劇場は、その為に生じた損害の補償及び本規約3項③に基づき返金は致しません。

- ① 公の秩序、または善良な風俗を害するおそれがある時
- ② 使用申込書の記載に偽りがあった時
- ③ 承認された使用条件に違反した時
- ④ 当劇場の承認を得ないで使用目的・内容等を変更した時
- ⑤ 関係官庁より中止命令が出た時
- ⑥ 使用の権利を譲渡・転貸した時
- ⑦ 天災または施設の故障、その他やむを得ない事由により当劇場を使用することが出来ない時

## 6.事前連絡・打ち合わせについて

- ① 大型器具及び特殊器具等の搬入・搬出(カーリフト使用)がある場合は使用の2ヶ月前までにスケジュール・内容・数量・搬入出車輛の大きさ・台数等を当劇場係員に連絡し承認を受けて下さい。
- ② 催物を円滑に進行させる為、遅くとも使用日の14日前までに、全体進行スケジュール・プログラム・台本等関係資料をご持参の上、進行・舞台設備・警備体制について当劇場係員と打ち合わせをして下さい。
- ③ 入場者の整理・会場の警備・機材の搬入出・非常時の非難誘導等に必要の人員はすべて主催者側で確保し配置して下さい。

## 7.情報の記載について

- ① ポスター・チラシ・入場券・Webサイト・その他情報誌等には主催者名(使用承認を受けた者)及び問い合わせ先を明記して下さい。
- ② 開場・開演時刻等の記載については、当劇場係員と打ち合わせをして下さい。

## 8.関係官庁への届出について

- ① 当劇場のご使用にあたって官庁等への必要な手続きは、主催者側にて必ず事前にお済ませ下さい。
- ② 手続きを怠ったことにより生じた開催不能等の事態に対して、当劇場は一切の責任を負いません。
- ③ 主な届け出先は下記の通りです。
  - ◎火気および危険物関係…神戸市中央消防署 予防査察係  
神戸市中央区小野柄通2丁目1-19 電話番号: 078-241-0119
  - ◎警備関係…兵庫県生田警察署  
神戸市中央区中山手通2丁目2-25 電話番号: 078-333-0110
  - ◎著作権関係  
社団法人 日本音楽著作権協会 大阪支部  
大阪市中央区今橋3丁目3-13 ニッセイ淀屋橋イースト3F 電話番号: 06-6222-0351

## 9.安全の確保について

- ① 主催者は非常時の安全確保の為、当劇場の定員数を厳守して下さい。
- ② 主催者の責任において、入場者の整理・会場の警備等の人員を確保、配置し、入場者および第三者に対する安全を確保して下さい。
- ③ 主催者の安全確保が不十分で生じた入場者および第三者の事故について、当劇場は一切の責任を負いません。
- ④ 主催者は非常時を想定し、事前に非常口と消火器の位置・使用法等、安全確認を各担当者に周知徹底して下さい。
- ⑤ 非常の際は当劇場係員の指示に従って下さい。

## 10.公演日の禁止事項について

下記の事項は禁止致します。主催者は入場者に対してもその旨をご指示願います。違反された場合は当劇場の使用を中止して頂くこともあります。この場合、基本使用料は返金致しません。また、その他発生費用については請求させていただきます。当劇場は、この為に生じた損害の補償は致しません。

- ① 所定の場所以外での飲食・喫煙行為
- ② 当劇場の承認を受けない物品および飲食物の販売・陳列行為
- ③ 当劇場の承認を受けないで広告物を配布・提示する行為
- ④ 当劇場の承認を受けない寄付金品の募集行為
- ⑤ 所定の場所以外への出入り、および承認を受けていない器具の使用
- ⑥ 火災・爆発・その他危険を生じる恐れのある行為
- ⑦ 騒音または大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為
- ⑧ 他人に迷惑を及ぼす恐れのある物品または動物の携行
- ⑨ 建物または付属物を汚損、損傷する恐れのある行為

## 11.現状回復について

- ① 主催者は、ご使用終了後、または使用承認を取り消された時、持ち込んだ物品を撤去搬出するとともに、施設及び付属設備を現状に回復し、当劇場係員の点検を受けて下さい。
- ② 終了後は主催者側にて清掃し、ゴミはお持ち帰り下さい。

## 12.損害賠償について

施設または付属設備を汚損・損傷または滅失した場合は、故意または過失に関わらず修理費等現状回復に必要なすべての費用及び相当の損害を賠償して頂きます。

## 13.不測の事態について

災害・ストライキ等の不測の事態で当劇場の使用が不可能になった場合、その為に生じた損害の補償は致しません。